

インボイス制度(適格請求書保存方式)導入直前対策!

消費税“インボイス制度”対策セミナー

～インボイス制度導入に伴う実務とその対応について～

いよいよ本年10月から『消費税インボイス制度』が実施されます!!

商工会では、消費税法の改正に伴う税務対策指導として、消費税に関する講習会やセミナーを数年にわたり開催してまいりました。

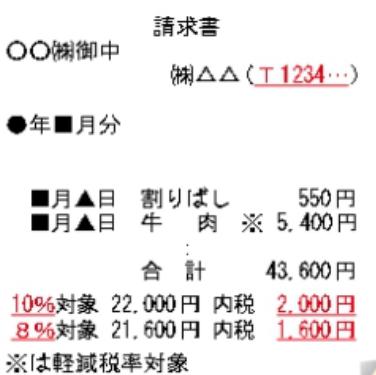
今年度も、この大きな税制度の改正に適切に対応するため、制度導入前最後のセミナーを開催します。

インボイス登録事業者としてインボイスを発行する際は、現在発行している請求書等の見直しが必要となるほか、本制度のもとで仕入税額控除を適用するには「インボイスの保存」が必須となるため、インボイス制度の導入はすべての事業者（特に免税事業者の方）に対して大きな影響を及ぼします。

本セミナーでは、こうした税務課題に対応するため、消費税インボイス制度への対策や令和5年税制改正の対応等実務のポイントについて、事例なども交えながらわかりやすくお伝えします。

制度導入前のセミナーは今回が最後となりますので、この機会にぜひご参加ください！

インボイス（適格請求書）の記載例



【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

講 師



たつき たいすけ
辰喜 太輔 氏

税理士・中小企業診断士

辰喜税理士事務所長（五泉市）
税理士、中小企業診断士として日常業務にあたる傍ら、新潟県よろず支援拠点のコーディネーターとして中小企業の課題解決のための相談対応を日々行っている。創業セミナーや消費税改正セミナーの講師としても活動中。

【講演内容】

- ▶ インボイス発行・受取時の実務対応とは!?
 - ・交付したインボイスの保存について
 - ・仕入税額控除を受けるための要件とは
- ▶ 課税・免税事業者への影響とは!?
 - ・免税事業者と取引がある場合
 - ・取引先から課税事業者選択を迫られた場合
- ▶ 実務上の注意点
 - ・インボイス制度に対応した請求書等の様式変更
 - ・インボイス負担軽減措置（特例措置）について

令和5年

8月24日木

参加
無料

午後2時～午後3時30分

会 場

村松商工会 2階大会議室

(五泉市村松乙245)

申込方法

8月18日(金)までにお電話か下記申込書

によりお申込みください。

Tel.0250-58-2201 Fax.0250-58-8409

URL <https://www.muramatu-net.or.jp>

8/24 開催 税務セミナー参加申込書 [FAX:0250-58-8409]

事業所名		電話番号	
住 所			
氏 名	①	②	

(※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者出欠確認・受講者名簿作成の目的のみに使用いたします。)